



胡町交番

福山東警察署 084-927-0110



生活道路における法定速度の引下げについて

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などが無い道路のことです。

- ★ 自動車を運転する際、道路標識などが無い場合には、中央線などがあるかどうかを確認しましょう。
- ★ 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、思いやりを持った運転をお願いします。
- ★ 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考えて、安全な速度で走行してください。



生活道路における法定速度の引下げに関するホームページはこちら

広島県警察 HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/houteisokudo30.html>



夏期における水難・山岳遭難の防止

～ 海、川、山を安全に楽しむために ～

【水難防止】

- 必ず保護者が同伴しましょう。
- ライフジャケットを着用しましょう。
- 常にお子さんから目を離さないようにしましょう。
- ためらわずに「危ないよ」と愛の一声をかけましょう。

【山岳遭難防止】

- 登山計画書（登山届）を管轄警察署へ提出しましょう。
- 無理のない余裕のある行程を計画しましょう。
- 十分な装備や食料を整えましょう。
- なるべく複数人で登山をしましょう。
- 登山アプリ（コンパス、YAMAP）を活用しましょう。

コンパス <https://www.mt-compass.com/>

YAMAP <https://yamap.com/plans/new>

あぶない！

